



救急救命士の処置内容が拡大されました

救急救命士法施行規則の改正に伴い、医師の具体的指示を必要とする救急救命処置（特定行為）の範囲が拡大され、心臓が止まってしまう前にも処置ができるようになりました。

深川地区消防組合管内では7名の救急救命士が認定を受け、そのうち沼田支署では2名の救急救命士が認定を受けました。（平成28年1月現在）

今まで認められていた特定行為（心肺機能停止傷病者への処置）

- ① 静脈路確保のための点滴（薬剤投与や、病院での処置のために実施します）
- ② チューブを口の中に入れて空気の通り道を作る人工呼吸のための気道確保
- ③ AEDと心臓の動きを活発にするための薬剤（エピネフリン）の投与



処置拡大

☆心肺機能停止前の重度傷病者に
対する静脈路確保及び輸液

大量出血があった場合などに点滴を行い、状態が悪化しないようにします。



☆血糖測定並びに低血糖発作症例への
ブドウ糖溶液の投与

血糖値が低いと意識状態が悪くなる場合があります。現場で血糖を測定し、必要に応じてブドウ糖を投与することで意識回復が期待できます。



これらの処置は、医師の具体的な指示や、年齢等の適応条件を満たしていないと行うことができません。
また、処置をしても必ず効果が出るものではありません。
ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

大切な家族や財産を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう。

『後にしよう その油断が 火事になる』

